

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

環境局事業部北環境事業所

第3 監査の着眼点

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 7年11月11日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、環境局事業部北環境事業所で処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 5月28日（実査日）までに執行された現金・金券類等の出納保管事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、出納の都度金券類等出納簿（以下「出納簿」という。）に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システム（以下「システム」という。）に入力する方法により行うこととされている。また、環境局行政監理委員会の重点的取組として、課公所長は、毎月 1 回、金券類等の現物と出納簿の現在高が一致しているか等について自己点検を実施することとされている。

金券類等の管理状況を調査したところ、切手、粗大ごみ処理手数料納付券及び自動車重量税印紙について、出納の都度システムに入力せず、後日まとめて入力している事例が多数見受けられ、最長72日間入力していない事例があった。

また、入力の遅れにより、出納簿における残高と実数が異なっているにもかかわらず、毎月の自己点検においては、符合確認の結果を「一致」としていた。

名古屋市会計規則等に基づき金券類等の管理を適正に行われたい。また、毎月 1 回の自己点検における符合確認を適正に行うよう徹底されたい。